令和　8　年度

仕　様　書

事　業　名：　公共施設適正管理推進事業

工事場所：　竹原市　高崎町

工　事　名：　市道新内浜小吹線舗装工事

工事概要：　舗装延長A　L=100m
表層A(打換え工)　A=634㎡
舗装延長B　L=160m
表層B(打換え工)　A=976㎡

【添付書類】
□特記仕様書
□工事数量総括表
□図面　　等

特　記　仕　様　書（　個　別　事　項　）

第１章 総則

第１節　適用

１　本特記仕様書は、市道新内浜小吹線舗装工事に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

・特記仕様書（共通事項）（令和8年8月）広島県

※　土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第２節　中間検査

本工事は、中間検査の対象外工事とする。

第３節　週休２日適用工事（発注者指定型）

本工事は、週休２日適用工事（発注者指定型）であり、「週休２日適用工事等実施要領（令和8年8月１日制定）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

※週休２日適用工事等実施要領については、「竹原市の入札・契約 」に掲載している。

https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/hiroshimaken_syuukyuu_080801.pdf

※様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

第４節　法令及び条例等の遵守

１　次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

(1)　工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」

(2)　上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」

(3)　上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」

２　「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

３　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第５節　建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

４　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

５　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1)　工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2)　再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3)　上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

６　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

７　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

８　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

９　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1)　建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

(2)　建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

(3)　建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4)　建設発生土の搬出量

(5)　建設発生土の搬出が完了した日

10　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

13　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1)　国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2)　受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3)　ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
(4)　９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章 施行条件

第1節　建設副産物　アスファルト殻（搬出）

当該工事により発生するアスファルト殻は、再資源化施設一覧表に掲載されているリサイクルプラント又は受入地に搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、リサイクルプラント又は受入地のうち運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き殻処分に要する費用〈単価〉は変更しない

搬出場所　　㈲エス・エス（竹原市下野町字大南山1076）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、再資源化施設一覧表に掲載されているリサイクルプラント又は受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第3章　その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の支持を受けること。
本工事は順次施工とし、A・B箇所の同時規制・同時施工は行わないこと。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
舗装		式		1	レベル1
舗装工		式		1	レベル2
舗装打換え工	A箇所	式		1	レベル3
舗装版切断	【アスファルト舗装,舗装厚15cm以下】	式		1	レベル4
舗装版破砕	【アスファルト舗装,舗装版厚15cm以下】	m2		630	レベル4
不陸整正	【補足材有,RM-30】	m2		634	レベル4
表層	【再生密粒度アスコン20,舗装厚50mm】	m2		634	レベル4
殻運搬	【As殻】	m3		32	レベル4
殻処分	【As殻】	m3		32	レベル4
舗装打換え工	B箇所	式		1	レベル3
舗装版切断	【アスファルト舗装,舗装厚15cm以下】	式		1	レベル4
舗装版破砕	【アスファルト舗装,舗装版厚15cm以下】	m2		980	レベル4
不陸整正	【補足材有,RM-30】	m2		976	レベル4
表層	【再生密粒度アスコン20,舗装厚50mm】	m2		976	レベル4
殻運搬	【As殻】	m3		49	レベル4
殻処分	【As殻】	m3		49	レベル4
区画線工		式		1	レベル2

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
区画線工	A箇所	式		1	レベル3
溶融式区画線	【溶融式,実線・記号15cm,塗布厚1.5cm】	m		190	レベル4
区画線工	B箇所	式		1	レベル3
溶融式区画線	【溶融式,実線15cm,塗布厚1.5cm】	m		160	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工	A箇所	式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		25	レベル4
交通管理工	B箇所	式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		35	レベル4
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					

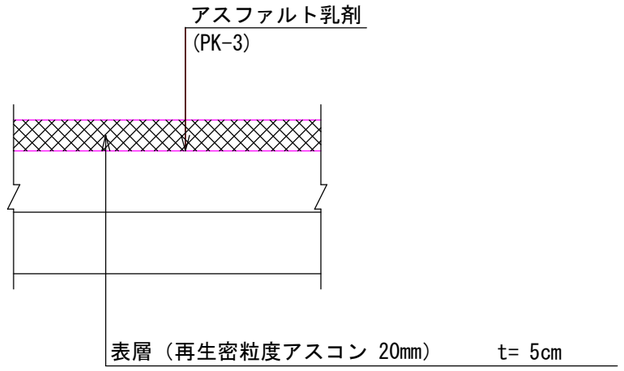
工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					
＊＊契約保証費計＊＊					

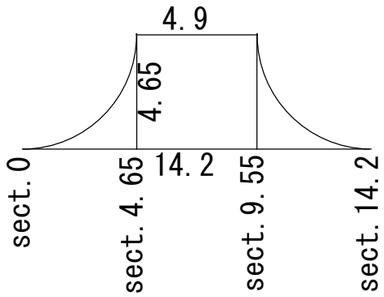
A箇所

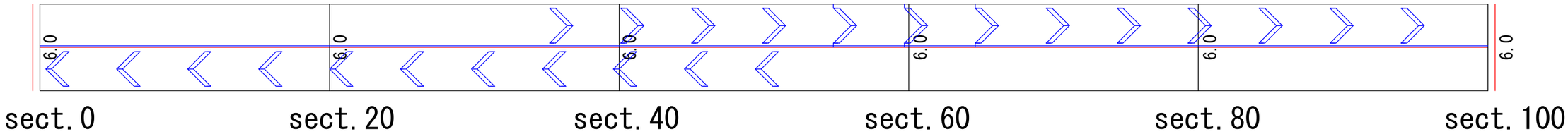


アスファルト舗装



a





舗装版切断(A箇所)　L=112m

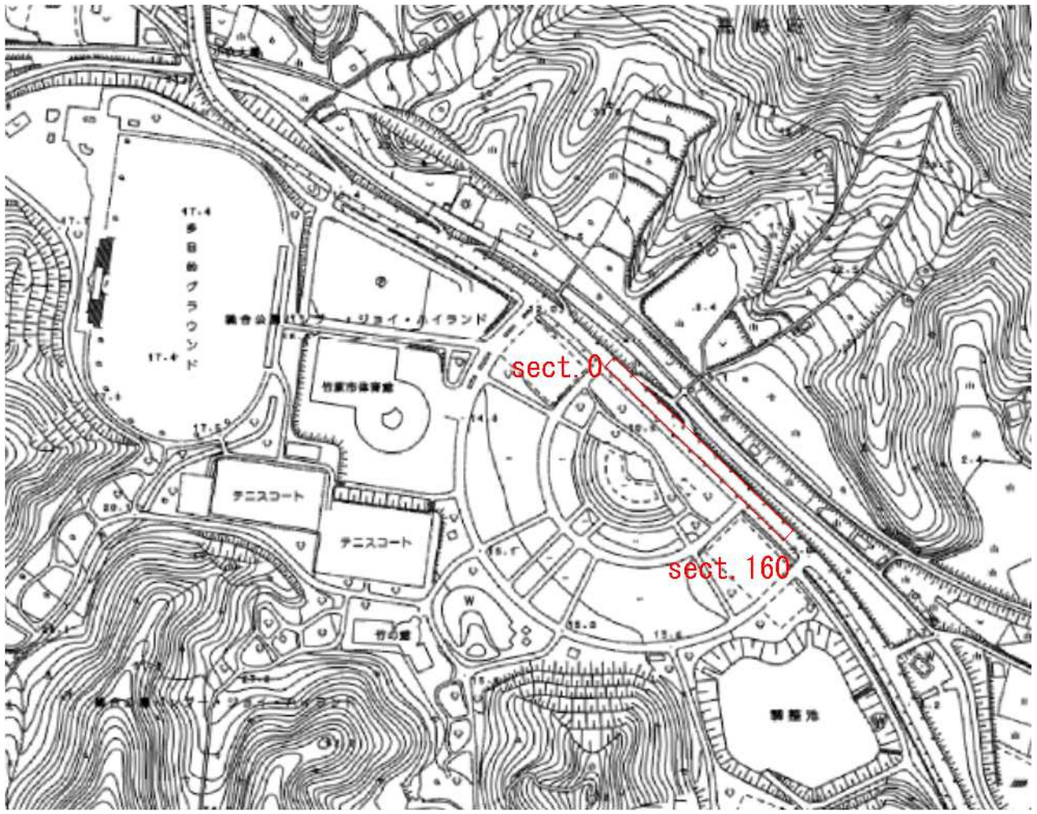
舗装版破砕・不陸整正・表層(A箇所)　A=633.6m2

舗装延長　L=100m

区画線(A箇所)　L=112m（実線）

L=76m（記号）

B箇所



舗装版切断(B箇所)　L=172.2m
舗装版破砕・不陸整正・表層(B箇所)　A=976m3
舗装延長　L=160m
区画線(B箇所)　L=160m

アスファルト舗装

